

議案第 9 1 号

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

し尿及び粗大ごみの排出方法に応じた手数料の額を規定するとともに、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正
する条例

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年調布市条例
第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 廃棄物」を「第5節 廃棄物の」に改める。

第34条の4中「し尿を」を「市長が収集、運搬及び処分を行うし尿を」
に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、これにより難いと市長が認めるときは、市長の指示に従わな
ければならない。

第34条の4に次の1項を加える。

2 占有者又は事業者が市長の指定する施設に搬入してし尿を排出する
ときは、市長の指示に従わなければならない。

第34条の5中「粗大ごみ」を「市長が収集、運搬及び処分を行う粗大
ごみ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 占有者が市長の指定する施設に搬入して粗大ごみを排出するときは、
市長の指示に従わなければならない。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

第3章第5節の節名中「廃棄物」を「廃棄物の」に改める。

第50条の見出し中「廃棄物」を「廃棄物の」に改め、同条第1項中「
処理したときは、」を「排出した」に、「廃棄物処理手数料」を「家庭廃棄物
処理手数料又は事業系一般廃棄物等処理手数料（以下「家庭廃棄物処理手
数料等」という。）」に改め、同条第2項中「排出する」を「排出した」に、

「廃棄物処理手数料」を「粗大ごみ処理手数料（以下「粗大ごみ処理手数料」という。）」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「廃棄物処理手数料は、」を「手数料を」に改め、同条第4項中「、廃棄物処理手数料」を「手数料」に改め、同条第5項中「第1項及び第2項に規定する廃棄物処理手数料」を「家庭廃棄物処理手数料等及び粗大ごみ処理手数料」に改める。

第50条の2第1項中「前条第1項に規定する廃棄物処理手数料」を「家庭廃棄物処理手数料等」に、「当該廃棄物処理手数料」を「当該家庭廃棄物処理手数料等」に改める。

第51条中「排出する」を「排出した」に、「動物死体処理手数料」を「動物死体処理手数料（以下「動物死体処理手数料」という。）」に改める。

第52条中「便所からし尿を排出する」を「し尿を排出した」に、「し尿処理手数料」を「し尿処理手数料（以下「し尿処理手数料」という。）」に改める。

第52条の2第1項中「第50条第2項に規定する廃棄物処理手数料，第51条に規定する動物死体処理手数料若しくは前条に規定するし尿処理手数料」を「粗大ごみ処理手数料，動物死体処理手数料若しくはし尿処理手数料」に、「免除した者」を「免除した者（第34条の4第2項又は第34条の5第2項の規定により市長の指定する施設に搬入してし尿又は粗大ごみを排出する者を除く。）」に改める。

第53条中「第50条に規定する廃棄物処理手数料，第51条に規定する動物死体処理手数料及び第52条に規定するし尿処理手数料」を「家庭廃棄物処理手数料等，粗大ごみ処理手数料，動物死体処理手数料及びし尿処理手数料」に改める。

第88条中「この条例に規定するもののほか、」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第50条，第51条，第52条関係）

手数料区分		手数料額
家庭廃棄物処理手数料		指定収集袋（S袋）1袋につき 8円40銭
		指定収集袋（M袋）1袋につき 27円30銭
		指定収集袋（L袋）1袋につき 55円60銭
		指定収集袋（LL袋）1袋につき 84円
事業系一般廃棄物等処理手数料		指定収集袋（S袋）1袋につき 50円
		指定収集袋（M袋）1袋につき 125円
		指定収集袋（L袋）1袋につき 285円
粗大ごみ処理手数料	市長が収集，運搬及び処分を行う場合	1キログラムにつき31円50銭を上限とし，品目別に規則で定める額
	市長の指定する施設に搬入した場合	搬入1回当たり10キログラムにつき 300円
動物死体処理手数料		1体につき 3,150円
し尿処理手数料	市長が収集，運搬及び処分を行う場合	便所（仮設便所を除く。） 1便槽のくみ取り1回につき 1,575円
		仮設便所 1便槽のくみ取り1回につき 7,560円
	市長の指定する施設に搬入した場合	搬入1回当たり1キロリットルにつき 9,000円

備考

- この表の粗大ごみ処理手数料の部市長の指定する施設に搬入した場合の項手数料額の欄における手数料の額の算定に当たっては，市長の指定する施設への搬入1回当たりの粗大ごみの重量が10キログラム未満の場合はこれを10キログラムとし，当該粗大ごみの重量に10キログラム未満の端数がある場合はこれを切り上げるものとする。
- この表のし尿処理手数料の部市長の指定する施設に搬入した場合の項手数料額の欄における手数料の額の算定に当たっては，市長の指定する施設への搬入1回当たりのし尿の量が1キロリットル未満の場合はこれを1キロリットルとし，当該し尿の量に1キロリットル未満の端数がある場合はこれを切り上げるものとする。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。